

福島県外で運送業を営む申立会社について、原発事故時に旧警戒区域（大熊町）で運行していた営業用車両（ダンプカー）を置き去りにせざるを得なかったとして、当該車両に係る財物損害に加え、代替車納入までの間の使用不能に伴う営業損害が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X株式会社（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記2の期間に限る。）に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

1 損害

- (1) 財物損害（ダンプ1台）
- (2) 営業損害
- (3) 弁護士費用

2 期間

自 平成23年3月11日 至 平成23年11月30日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として合計金9,354,858円の支払義務のあることを認める。

（内訳）

- (1) 財物損害（ダンプ1台）：4,362,750円
- (2) 営業損害：4,719,636円
- (3) 弁護士費用：272,472円

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項の2記載の期間に限る。また、その遅延損害金も含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年1月15日

（仲介委員 渡部晃）